

北広島市議会議長交際費の支出の基準に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、議長が議会運営のため外部の個人又は団体との交際に要する費用(以下「交際費」という。)の適正かつ公正な支出のため、必要な事項を定めるものとする。

(原則)

第2条 交際費は、社会通念上妥当な範囲内であって、必要最小限の金額を支出するものとする。

(支出範囲)

第3条 交際費は、次に掲げる個人又は団体に対して支出するものとする。

- (1) 議会の事務事業と直接かつ密接な関係にあるもの
- (2) 市勢の進展に功績があったもの
- (3) その他議長が特に必要と認めたもの

(支出区分)

第4条 交際費は、支出の内容により、次のとおり分類するものとする。

- (1) 祝儀等 祝賀会、懇親会等へのお祝、祝酒、寸志等に係る経費
- (2) 会費 会議、総会、式典、懇親会等の出席に係る経費
- (3) 弔意等 葬儀等における香典、供花等に係る経費
- (4) 見舞い 病気、負傷等への見舞いに係る経費
- (5) 会食 会食に係る経費
- (6) その他 公用名刺印刷代、お土産代など、議長が特に必要があると認める経費

(支出基準)

第5条 前条に規定する交際費の支出区分に対応する支出金額の基準は、別表のとおりとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

別表（第5条関係）

議長交際費支出基準

1 祝儀等

対象行事	限度額
市（町・村）制施行等記念行事	10,000 円
(1) 周年記念祝賀会 (2) 設立記念式典 (3) 落成式又は竣工式に係る祝賀会	10,000 円
(1) 地鎮祭又は起工式 (2) 発表会又は大会 (3) 祝賀会(落成式及び竣工式に係るものを除く。) (4) 懇談会又は懇親会	10,000 円
その他議長が必要と認めた行事	10,000 円

2 会費

会議、総会、式典、懇親会等の会費相当額とする。

3 弔意等

対象者	香典等の限度額
(1) 国会議員（現・前の地元選出を基本とする） (2) 北海道議会議員（現・前の地元選出を基本とする） (3) 北広島市議会議員（現・前）	本人 10,000 円
(4) 関係議会の議長 (5) 市の特別職(現・前) (6) 関係機関・関係団体の代表(現・前) (7) その他特に議会運営に寄与した者(現・前)	配偶者及び議員の父母及び同居の一親等以内の親族 10,000 円
その他議長が必要と認めた者	10,000 円

* 上記の対応を基本とし、議会との関わりや議会運営に多大な貢献をされたものに対しては、供花を贈呈することができる。

4 見舞い

現職を基本とし、市の特別職、市議会議員、その他議会運営上特に貢献のあった者が、2週間以上の入院の場合に、1万円を限度として支出することができる。(同一年度内に複数回入院する場合、原則年度内1回の見舞いとする。)

5 会食

会食については、特別に必要な時にのみ実施し、1人7,000円以内を基本とし、1次会のみとする。

6 その他

議長が、議会運営上特に必要と認める場合、支出することができる。

備考

- 1 祝儀等の対象行事が会費制である場合は、祝儀等は支出しないものとする。
- 2 祝儀等の贈呈にあつては、祝儀に代えて祝酒等を贈呈することができる。
- 3 弔意等の供花は、一般的な花輪等とする。
- 4 交際費は、交際の内容、期間等を考慮するとともに、他の交際費執行者との均衡を欠くことのないよう配慮してその支出額を決定するものとする。